# 平成23年分税制改正の主なもの

# 受付期間は2月16日~3月15日 確定申告は期間内にお済ませください

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

平成23年分の確定申告の受付期間は、2月16日~3月15日です。申告書はご自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします。受付会場や時間は次のとおりです。また、税理士による無料相談会もご利用ください。

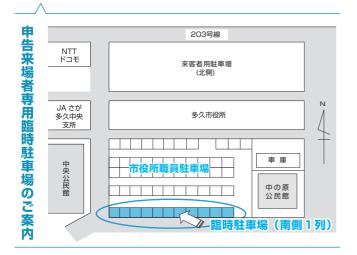
## 多久市役所 4階大会議室(東)

### 期 間 2月16日(木)~3月15日(木)

(土・日曜は閉庁。ただし、2月19日と2月26日の 日曜は受付けします)

**受付時間** 8 時30分~16時 **会場直通電話 ☎**75−2013

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126



### 佐賀税務署(佐賀第二合同庁舎)

### 期 間 2月16日(木)~3月15日(木)

(土・日曜は閉庁。ただし、2月19日と2月26日の日曜は受付けします)

### **受付時間** 9 時~17時

- ※還付を受けるための申告は、1月から佐賀税務署で受付けています。また、申告相談は2月1日から行っています。
- ■問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

# 税理士による無料申告相談会のご案内

**場所** 佐賀市役所 6 階会議室(佐賀市栄町1番1号) **期間** 2月16日(木)~2月29日(水)

(ただし、土・日曜は休みとなります)

時間 午前 9時30分~11時30分

午後 13時~15時30分

- ※上記会場では、譲渡所得、贈与税の申告相談は受付けていませんのでご注意ください。
- ■問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

### ○年金所得者の申告不要制度の創設

公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

- \* 所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
- \*公的年金等以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告は要しない場合であっても、住民税の申告が必要です。住民税については、市役所税務課市民税係にお尋ねください。

### ◎扶養控除の改正

- (1) 年少扶養親族(扶養親族のうち16歳未満の者)に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い扶養控除の対象は16歳以上の扶養親族とされました。
- (2) 16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分(25万円)が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。これに伴い特定扶養親族(63万円の扶養控除)の範囲が19歳以上23歳の扶養親族とされました。

### ◎寄附金・義援金を支払った方へ

個人の方が義援金等を支払った場合には、確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。確定申告や寄附金控除に関する情報については、**国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)**をご覧ください。

- \*義援金等の支出先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。
- \*確定申告には義援金等の領収書や受領書が必要になります。

### 所得税・贈与税の申告と納税は3月15日休まで

個人事業者消費税の申告と納税は4月2日月まで